

料理人等海外派遣・受入支援事業 実施要領

1. 目的

金沢の食文化の魅力を海外に発信し、世界に通用する料理人を育成するとともに世界の料理人との相互交流を生み出すため、海外派遣及び国内受入に要する経費を支援し、本市食文化の継承及び振興を図る。

2. 応募条件

次の各事業に定める要件のすべてに該当する者であること。

(1) 派遣事業

- ①金沢市内に居住し、かつ市内にて勤務している料理人、菓子職人、バーテンダー等（以下、料理人等）であること。
- ②金沢の食文化推進委員会の構成団体より推薦を受けており、海外での受入団体もしくは受入店が確保されていること。
- ③技術・技能習得に意欲的であること。
- ④本市の歴史や文化について見識があること。
- ⑤令和6年4月1日時点で20歳に達している者。
- ⑥実施事業が本市の他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けていないこと。

(2) 受入事業

- ①海外から市内での研修のため入国する外国籍の料理人等を受入れる体制が整っていること。
- ②金沢の食文化推進委員会構成団体に所属し、市内に店舗があること。
- ③技術・技能の伝承に意欲的であること。
- ④料理人等の帰国に際し、本市食文化の情報発信に貢献できること。
- ⑤実施事業が本市の他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けていないこと。

3. 補助対象事業

次の各事業に定める要件のすべてに該当する者であること。

(1) 派遣事業

- ①技術・技能習得のための活動。
- ②講演会や技術披露等を通じて行う金沢の食文化の普及活動。

(2) 受入事業

- ①技術・技能伝承のための活動。
- ②施設見学や文化体験等、本市食文化の理解を深める活動。

4. 補助対象期間

採択決定日から年度末（令和7年3月31日）まで

5. 補助金額

補助率 1/2以内（1事業あたりの上限 10万円/年・団体）

6. 補助対象経費

区分	経費区分	内 容
派遣事業	旅費	渡航にかかる旅費
	滞在費	渡航先での滞在にかかる宿泊費及び現地の交通費
	受講料	技術・技能の向上のための研修会等を受講する際に必要な経費
	会場借上料	研修会等を開催する際の会場借上料
	謝金	講師、専門家等に支払う謝金
受入事業	材料費	料理等の技術研修を実施する際に必要な材料にかかる費用
	交通費	施設見学や文化体験等にかかる交通費
	受講料	研修会の受講費や施設の入館料、文化体験等に必要な経費
	謝金	講師、専門家等に支払う謝金

7. 支給方法

実績払い

8. 交付先

対象者を推薦した団体

9. 応募の手続き

(1) 申込書類

- ① 料理人等海外派遣・受入支援事業 応募申込書（様式第1号）
- ② 料理人等海外派遣・受入支援事業 誓約書（様式第2号）
- ③ 料理人等海外派遣・受入支援事業 団体推薦書（様式第3号）

(2) 提出先

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所5階 金沢市経済局産業政策課
（直接持参すること。）

(3) 申込期間

随時受付

10. 採択の決定

(1) 選考方法

書類による選考

(2) 採択の基準

以下の観点から審査を実施

①派遣事業

- ・技術・技能の向上：新たな技術・技能の習得が期待できるか、習得した技術を帰国後に披露できるか。
- ・魅力発信：技術披露や講演会等の開催を通じ、金沢の食文化を効果的に発信できるか。

- ・意欲：技術・技能習得や金沢の食文化の魅力発信に意欲的か、帰国後の取組みへの積極性が感じられるか。
- ・金沢の知識：金沢の歴史や文化についての知識はあるか。

②受入事業

- ・技術・技能の伝承：料理人等に対し、技術・技能の伝承が期待できるか。
- ・魅力発信：施設見学や文化体験を通じ、金沢の食文化を効果的に発信できるか。
- ・意欲：技術・技能の伝承や金沢の食文化の魅力発信に意欲的か。

(3) 採択結果

審査の結果を書面で通知

1 1. 事業実績報告

(1) 報告書類

料理人等海外派遣・受入支援事業 報告書（様式第4号）

(2) 報告時期

事業完了後15日以内

1 2. 遵守事項

(1) 活動報告

本市及び推薦団体が開催する食文化関係の会議等にて体験談を発表し、他の事業者の意欲向上に資すること。

(2) 推薦団体での活動

事業終了後も、本市の食文化の継承及び振興に関する活動や派遣先との交流に協力すること。

1 3. その他

(1) 問い合わせ先

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市経済局産業政策課（TEL：220-2204、Fax:261-7191）

(2) 事業成果の公表

市は、支援事業の普及促進及び事業効果を高めることを目的に、事業実施者の氏名や推薦団体名を含め、事業の内容の全部又は一部を随時公表することができるものとする。